

第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H24.2.20(月)13:05 14:24

場所：議事堂3F301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（7名）

小林委員、東委員 欠席

傍聴議員：1名

講師：駒澤大学法学部教授 大山礼子

資料：第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 会期制度の考え方

資料2 欧米主要国議会の会期制度

資料3 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について（平成23年8月）

資料4 地方自治法改正案に関する意見（地方制度調査会 平成23年12月15日）

資料5 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について（平成24年2月）

< 検討会議事録 概要版 >

委員：ただいまから、第7回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を開催する。前回のプロジェクト会議では、定例会の招集回数及び会期についての具体的な議論を行う前に、地方自治法改正案に関する地方制度調査会における議論等について調査するため、その関係者をお招きして、ご講演と意見交換を行うこととされた。そこで、本日は地方制度調査会の委員であり、全国都道府県議会議長の議会制度研究アドバイザーも務めている、駒澤大学法学部教授の大山礼子先生にお越しいただいた。

先生は、国会をはじめとする各国の政治制度に造詣が深く、議会の役割や会期制度についても非常に高い見識をお持ちである。

現在、国では地方自治法改正案の検討が進んでおり、昨年12月には、地方制度調査会から、地方自治法改正案に関する意見が内閣総理大臣あてに提出されている。その中で、地方自治体の会期についての議論が行われているので、地方制度調査会での検討状況や、地方議会の会期制度について、大山先生のご講演を拝聴し、その後の意見交換を行いたい。

講師：私は国会を中心とした議会制度を研究しており、みなさんもいろいろと検討が進んでいる段階なので、どれくらい参考になるかわからないが、そもそも論的なところから、一度振り返ってもらいたいような感じで話をしたい。

資料1の会期制度の考え方を基に説明する。

まず、会期制度とは何かということであるが、これは会期で活動している議員に対して今更な話だが、いろいろな統治機構というか機関の中で、国会や議

会にだけ会期というものがあるのか、なぜ活動期間の定めがあるのかということとは、考えてみるとおかしなことである。県庁はもちろん通年でやっているし、民間会社も通年でやっているのに、なぜ議会だけが会期だけを活動期間としているのかということ、実際に考えてみるとおかしな事である。

これは、歴史的な沿革がある。日本を含めた主な議会のモデルはヨーロッパが起源であるが、例えばイギリスのウエストミンスター議会というのは、13世紀から一度も、クロムウェルの時に暫くやってなかった時期があるが、途切れることなくずっと続いている。他の国は一時活動がなくなった時期はあるが、大体は中世から繋がっている。

中世のころの議会はどうだったかというと、前の検討会の資料の中に「臨時会は首長の側の告示案件だけを審議する」というものを見たが、まさにそういうものである。要するに、王様が自分だけで決めるには手に余る時、納税者の代表が議会に来ていたので、そこに対して、例えば今度戦争になるから、税金をもっと上げさせてもらえないか、ということ、を臨時に聞くために、その議題のためだけに招集していた訳である。だから、会期というのはその議題が終わればおしまいであった。そもそも常に議会が活動しているということは想定していない。会期不継続原則というものがあるが、それもそういう時代では当たり前の話である。ある議題について召集し、その議題について意見がまとまれば終わりなので、継続の必要はなく、当然議案は会期が終われば廃案になるということであった。

その後、議会制民主主義が発達し、だんだん会期が長くなった。中世の議会は限られた案件のみの審議で、法律は議会が決めなければならないということすら最初はなかった。それが、議会が決めなければ法律はできないというふうになり、王様がお金を使うのはいいが、支出も収入も毎年議会がチェックしなければお金は使えないというふうになっていった。そうすると、毎年予算を審議するためには議会が招集されなくてはならないということになるので、毎年1回定期的に集会するようになった。それで、革命の時にこれからは必ず定期的召集するのだということを決めたりしている。

そのころの議会は大体11月の終わりから12月の始めに召集していた。なぜかということ、農閑期だからである。取り入れが終わった頃に召集して、予算を中心に審議をして、3ヶ月後くらいの種まきの時期には終わっているというのが伝統的な議会の姿であった。

日本も国会は長い間12月召集であった。12月に召集し、直ぐに正月休みになり、3週間から4週間会期が空しく過ぎていくのはおかしいということで、1月召集にかえた。伝統的なスタイルでやってきた例である。

他の国家機関あるいは地方の機関とは違う発祥であったので、このような会

期の考え方になってきた。だが、現在のように複雑な世の中になり、法律が非常に多くなる、予算審議にも時間がかかるということになると、どうしても会期は長期化する。それで諸外国では相当会期制度は変わってきている。資料2として、「欧米主要国議会の会期制度」というものを用意した。まず会期の段を見てもらいたい。アメリカの会期は1年で、毎年1月3日に当然に開会する。特に会期の定めはないが、11月か12月に閉会するというのがアメリカの会期である。

イギリスは今でも会期不継続の原則があるのは日本と同じである。つい最近まで10月下旬から11月下旬までの農閑期に召集し、1年間続けるということを行ってきた。最近選挙が終わってからがよいということで、5月に召集して約1年間継続することになっている。これは日本でいう通年会期にもっとも近いスタイルである。

会期が延びるということだけではなく、会期をやめてしまおうという所も現れている。それが、ドイツである。ドイツの場合は会期制度はない。常設である。

フランスは、10月から始まり、翌年6月までが会期である。フランスはバカンスのお国柄なので、バカンス期を除いて通年であるが、10年くらい前までは、年2回の会期であった。片方は予算審議中心で片方は法案審議中心の2回の会期だったが、案件が増えてきたため通年化しようということになり、会期日数を増やすという形で、現在は1年1会期となっている。

もう一つの本題の、会期不継続の原則であるが、日本の国会は今でも会期不継続の原則を堅持しており、全ての議案は会期末で廃案となることを原則としている。事実上、継続審査という便法を使って、かなりの法案は継続して審査しているが、今のようにねじれた状態になると、うまくいかなかったりするので、今まで審議を積み上げてきたことを、会期末で白紙に戻すという不経済なことをやり続けている。この会期不継続の原則というものも、会期の長期化に伴い、見直しの対象となっている。今申し上げた国の中では、イギリスはまだ会期不継続の原則を続けているが、会期をまだやっているアメリカ、フランスでは会期不継続の原則はもう廃止してしまっている。そのため、1年1回の会期で、しかも会期末で審議途中のものは自動的に翌年の会期に継続することになる。

議会というのは特殊な機関であり、選挙というものがある。選挙があり、メンバーが入れ替わるのに、入れ替わった後の議会の会期に、前の案件が継続するというのはやはりおかしいので、それにかわる活動の節目として考えられるのが、議会期という概念である。これは、こちらで検討されている言葉で言えば通任期制である。普通は議会期とか、国であれば立法期とか選挙期と言って

いる。こういう概念が活動の節目としてクローズアップされてくることになる。

実際に会期不継続の原則を廃止したアメリカでも、次の選挙、2年に1回あるが、それをまたいで議案が継続することはない。フランスの場合も下院は総選挙で全員改選されるので、下院については議会期の概念があるので、それを超えて継続することはない。ただ、上院の場合はかつては3分の1ずつ改選で、今は2分の1ずつ改選されるので、議会期の概念がなく、議案はずっと継続するという考え方になっている。ドイツの場合は会期制を廃止し常設機関としたが、連邦議会の下院は議会期を節目として活動している。もちろん議会期が終われば、一旦全ての議案は白紙に戻ることになる。

通年会期の代表的な議会であるドイツの連邦議会であるが、通年会期になったからといって毎日開いている訳ではない。その点は誤解を招きかねない所であるが、年間の活動計画をかなり厳密に作っているのだから、それに従って活動している。だいたい、4週間やったら1週休みというパターンが多いようで、もちろんクリスマスと夏休みは休会である。活動する週についても、のべつまくなしに本会議をやっている訳ではない。

こういうことが、主要国の実情である。他の国を見ると、日本のような細切れ会期というものはほとんど存在していないし、会期不継続の原則というのも伝統的に墨守しているところはほとんどない。

日本の会期はなぜ現在のような形になっているかということ、国会の会期を考えるうえで、それ以前の帝国議会の会期というのがまだ影響しているということになる。帝国議会における会期制度がどういうものであったかということ、要するに政府主導であり、なるべく議会の活動期間は短くしようというのが一貫した方針である。帝国議会は開会閉会だけではなくて、会期も全て勅命によって決定することとされていた。面白いことに、外国の議会制度を参考に作ってきた訳であるが、その当時から外国の議会では議会期という概念が出始めていた。もちろん選挙をやるので、選挙から次の選挙までとすることもできたが、そこは完全に無視して、一会期が一議会期という考え方とした。その証拠に、第一帝国議会、第二帝国議会という形で、会期がそのまま議会期だという感覚になっている。次の会期まで案件が継続するとなると、政府にとってはそれだけ縛られることになるので、会期が終わったら白紙にしてしまっただけで、次は全く新しくするという方が政府にとっては都合がよいからである。つまり、議会の力を少し狭めるという意図を持ってやってきた訳である。継続審査というものも、法令上は可能性があったが、政府の同意が必要であったため、1回も実例はない。そういうのが帝国議会の会期制度である。

戦後、今の国会になり、国会というのはある意味ちょっと行き過ぎたくらい国会の権限が強くなり、政府の力を排除するという構造である。これは、他の

議院内閣制の国より一層そういう傾向が強いが、なぜか会期については帝国議会の制度を引きずっている。当然、国会になった時、議会期とか会期不継続の原則とかを考える余地があったと思うが、そうではなく、帝国議会の制度を少し変えるという形でスタートしている。憲法では常会について150日ということになっているが、これは、今の日本国憲法ができたときの国会の議論等を見ると、これからは、国民主権で国会が中心となって政治をやっていくのだから、当然今までより会期は長くしなければならぬという議論があったが、あまり長期になると行政の妨げになるという、今でもよく聞かれる議論が一方にあって、両方の落とし所として、150日くらいかといった議論がこの時国会でもされている。最初の頃は、与党の側があまり長くしないほうがいいといった感覚であったかと思う。皆さん方の資料に、最長の国会会期は280日とあったが、田中内閣の頃すごく長かった。田中角栄首相は通年国会、通年会期というのを強く主張していたことがある。この頃からはむしろ与党の側が、国会の会期を長くしようということを議論してきた。ところがそうなった時に野党が反対をしている。なぜかというと、法案を会期切れ廃案に追い込むということが、長い間日本の野党の戦法であったので、会期が細切れでなければやりにくい訳である。そのため、会期を長くすることに野党は強く反対し、会期不継続の原則についてもあったほうがいいと野党が言っているので、なかなか会期制度についての改革は進んでいない。国会改革の議論の中でも会期を長くするとか、会期不継続の原則は見直したほうがいいのではということとは、初期の頃から議論しているが、1月召集に変えた以外はほとんど変わっていない。

そうは言っても、こっそり裏口から議会期概念が入ってきている。それは国会法で「常任委員は議員の任期中その任にある」と書いてある。国会は常任委員等の役職はもう議会期で運営している訳である。しかし、正面から議会期ということは言っていない。活動は会期毎で、特別委員会を設けるのも会期毎であるが、選挙が終わった後いろんな役職を決めるが、それは議会期中継続すると決めているので、実際は議会期単位でものを考えているというのが、今の国会の状況である。

それから、もし会期不継続の原則を取っ払った場合、議会期単位に考えると、衆議院は総選挙があった時には、議案は全部廃案で構わないと思うが、参議院はどうするかということが問題になる。参議院は半数改選なので、例えばフランスの上院のように、ずっと議案は継続し続けるということも選択肢としてあり得るが、実は参議院は既に事務局が提案して、ほぼ解釈が決まっており、衆議院の総選挙があった時は、継続審議中の議案は次会期に継続しないという扱いとしている。従って、参議院も衆議院の議会期というか選挙期を一つの単位として活動しようと思われてきている。しかし、最後の砦というか公式には会

期制度はずしてはいない。実際には国会の会期はどんと延びていて、毎年のように臨時会を召集するのが当然のようになっている。常会だけで終わったことはない。常会もほとんど毎年のように延長しているので、実際には200日以上の会期日数がある訳であるが、それが通年でないために細切れになっている。このようなのは他の国ではあまり見られない。第何国会の時にと言われても、いつの時のことかわからない。そういうわかりにくさがあるという妙なことになるのが国会である。

いつもこのような場で話をする際には、国会の真似だけはしないほうがいいと言っているが、会期についても真似しないほうがいいと思う。

地方制度調査会での検討ということで、資料3が今回の地方制度調査会がスタートした時点で、総務省から出されたたたき台である。これは、地方自治法の改正案のたたき台であるが、「地方公共団体の議会について、条例によって定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。」という、要は通年会期制を選択できるようにするというもので、今までも選択可能であったが、はっきり選択肢として書くことにより、地方議会の自由な検討を促すという趣旨であったかと思う。ただ、その中にいろいろな条件があり、「通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。」ということで、要するに1月スタートということをやっていた。それから、通年会期とした場合には、毎月1日以上は開くということで、定例日を条例で定めなさいということも書いていた。これについて、地方制度調査会で議論して、元々、自由度を増すということが大方針であるので、1月中というのは決めすぎではないかということになった。例えば選挙が終わった翌月から始めて、翌年の同じ月までの1年間という選択も当然あり得ることなので、それもできるようにしたほうがいいのではないかということで、1月中という言葉は外れることとなった。それから、定例日についても、それぞれの判断で考えればいいのではないかということで、それも外れることとなった。そのあたりは資料4にまとめてあるし、資料5は総務省がつい最近作ったものであるが、こちらからは両方とも外れている。

それから、地方制度調査会の審議の過程では、地方6団体の特に市長側の意見として、最初の頃は通年会期制反対という議論が多く、通年会期にすると議会に縛られるという意見が多かったが、それは、両者の話し合いで決めればいいことであって、議会が開かれているから縛られるということではないという議論が出て、結局は市長側も納得してもらい、答申に漕ぎ着けたので、恐らくこの答申に沿って地方自治法改正が行われると思われる。

なぜ通年会期制なのかということであるが、もともと議会というのは会議体として自らの会議規則を決める権限があるので、そういう意味では今までの地

方自治法は書き過ぎである。その中で自由度を増すということが大きなこととしてあると思う。それだけではなく、総務省も言っていたことであるが、住民参加を促すということと、住民に対する予見可能性を高めるということをやっていた。これは、地方議会も規模によって異なるが、市町村議会であれば、通年制議会にして、毎週金曜日の夜だけ会議をするということにすれば、仕事がある人も議員になれるということが考えられる。それから、予見可能性ということから言えば、その曜日に行けば議論をしているので、傍聴ができるということもある。これは、都道府県議会の場合は、通年制議会になったからといって、県民が議員になりやすくなるということは、ちょっと飛躍があると思うが、例えば、これは国もそうであるが、毎週水曜日、木曜日は本会議があるということになれば、その時間にテレビで中継があるとか、傍聴にも行けるといった予見可能性については、都道府県議会にも当てはまるものであると思う。他の国の議会でも、質問時間といった議会の花形のものは、大体曜日が決まってやっている。通年議会になると、毎週同じ曜日でテレビでも放映されるので、その時間はちょっと見ようかという人はたくさんいる。その辺りが当初の提案であげられていたことであるが、その他に、これも市町村議会に当てはまることであるかもしれないが、特に年4回の短い会期で活動してきた議会について言えば、住民は、議員は会期の時にしか働いていないと思っている。本当はそうではないが、そういったイメージを持たれやすいので、その誤解を払って、本当に通年で働いているというイメージアップを図ることになると思う。もう一つは行政監視の通年化ということだと思う。これは、これから地方分権が進むと、地方の首長が決めることがどんどん大きくなっていくと思われる。それに伴って、地方議会がどうやって行政を監視していくかということが非常に大きくなるはずである。予算案を出してくる時期というのは予見可能であるし、条例案についても議会が開かれている時に出示してくればいい訳であるが、行政監視については、いつ何が起こるか分からない。その時に議会が活動できる状態にあるということが、非常に重要であることなので、それは通年会期にすることによって、通年で行政監視態勢をとるとということも非常に大きなことであると思っている。

だからと言って、通年会期にしなければならないということではなく、それぞれの議会の判断でどういう在り方が一番いいのかということを考えていけばよい。その自由度を後押しするような地方自治法改正になるのではないかと考えている。私の話はこの程度とし、いろいろとご意見を聞かせてもらえればと思う。

委員：それでは、只今の講演を踏まえ、プロジェクト会議委員との意見交換に移りたい。

委員：どちらかと言えば、通年議会の方がいいという意見だったと思う。私は、今の年2回で不都合はないと思っているが、年2回でなければいけないのか、あるいは通年議会にすべきなのと言われると、正直なところどちらでもいいような気も持っている。

その中で地方議会が今までのように、ある一定の期間だけ議会へ出てきて議論して、県民から会期の合間は何にもしていないと思われるようではいけない時代であると思っている。だから、日常から県民の声を聞き議会に反映させていくことをしなければならないし、また、二元代表制のひとつとして、どうこれから議会として活動していくべきかという結論を出す必要があると思っている。そのためには、議会の中身を議論していく必要があると思っており、通年制とする場合、今の年2回制とどう違うのか、どこが県民のためになるのかと、言うことを見つけ出さないと、結論はでないと思っている。

私の意見としては年2回制で十分議論ができと思っている。このような時代背景の中で、県議会が通年議会とすることによって、県民が議会へ来てもらえる場が作れるとなればありがたいが、難しいと思っている。そこで、日本全体の県議会の流れが、どういう方向性に向かえばいいと思っているか教えてもらいたい。

講師：通年会期というのは、国会がやればいいと思っている。町村議会までが全部通年で活動しなければならないかという、それは別の問題だと思う。しかし、大きな議会の場合は案件もかなりあるはずだし、三重県も200日くらい会期をしているので、ほとんど通年会期と同じなので、通年会期として夏休みは休むとかにすれば、結果的には今と同じになるのではないか。

住民から見たときに、何故議会は休んでいる時があるのかというのが不信の元になる。このような不信を放っておく必要はないと思う。学生も議員は仕事をしていないと思っても、議員の下でボランティアとかアルバイトをすると、皆議員は仕事していると思方を変えてくる。でも、中々住民には見えない。仕事をしていないのではないかというのを、なんとか取り除いていくための一つの手段として通年にしたほうがいいと思う。

もう一つが、行政監視の通年化である。これは年2回であってもやっていない期間があるので、その期間に何か大問題が起きた時に直ぐに会議を開くことができるよう、休会とかにしておいたほうが機動性があると思う。

委員：通年議会にした場合は、議員の身分についても変えていく必要があると思う。例えば、議員報酬や政務調査費の問題等も解決していく必要があると思う。これから議論して結論を出していかなければならないと思っているが、無理して都道府県で1番最初に通年議会にする必要はないとも思っている。

今日の話聞いてまた会派でも話あっていきたい。

委員：私は、任期中は議会が続いていても当然だと思っている。先程議員報酬の話が出たが、議員報酬の根拠は何かということで、先日調査会の中間報告として金額が示された。その中で議員の活動はどうなっているのかということで、アンケートや直接聞き取りを行ったところ、今の会期2回で240日くらいの会期であるが、まさに専従の状態であった。

言われるように、会期をどうするかというのは、議会が主体的に判断して、自分達で決めなければならないということは分かる。また、事があったときに議会が自分達の判断で機動的に行動できるようにということを考えると、会期中だけ議事堂に来て仕事をしなければならない訳ではないので、通年制として、その説明をすることが議会として議員としての責任であると思っている。

「なぜ休んでいるのか」とか、「地元にいらないのではないか」ということに対して、我々は説明責任があると思っている。根本は自分達が住民の皆さんとどう接していくかであり、できる範囲の中で考えていくべきである。

いろいろお話を伺ったが、視点を県民に置いて、議会自身で判断して考えていくべきであると思うが、そもそも論と言った時にどうあるべきであると思うか。

講師：通任期制の話についてだが、地方制度調査会で会期をやめてもいいのではという話をした。それと不継続の原則はどう考えているのかとも言ったが、今回はそこまで考えていないという総務省の回答であった。一足飛びでは難しいので、通年制をはっきり選択肢に入れるということ自体は悪いことではないので、それでいいのではないかと思ったが、本当は会期は無くしてしまい、任期中ずっと活動すればいいと思っている。ただ、現状は直ぐにそこまでいくことは難しいと感じている。

委員：地方自治法改正案に関する意見というのは、総理大臣から諮問があったため答申がなされたのか。

講師：そのとおり。その前にたたき台が出されたが、地方6団体から異論が出てうまくいかなかったので、地方6団体も入っている地方制度調査会でもう一回精査し直して答申を出してもらいたいということでこの話は始まっている。

元々の原案は去年の段階であった。それを若干修正したものである。原案を作る際には、私は関わっていないので、どのような議論があったのか承知していない。

委員：我々の議長も地方6団体の代表の1人として、地方制度調査会に出席しているが、先日の議長会見の中で、「会期は、今のままで特に不自由はない」と答え、非常に寂しい思いをした。先程1番最初に通年議会にする必要はないという意見もあったが、もっと別の議論をしたいと感じている。

委員：よく会期の話になると、招集権の話が出るがその点についてはいかがか。

講師：招集権は議長に与えるべきであると思っている。それは全国議長会でも言っているが、中々うまくいかない。しかし、通年制にすればその問題はもう無くなってしまう。

委員：初めて議員になった時、議会に呼ぶのは議長だと思っていた。そうではなかったのも、少し驚いた。

講師：これは二元代表制なのに制度設計がおかしいと思う。議長が自立的に活動すべきであると思う。

委員：地方自治法というのが我々の中に覆い被さって、その中で動かなくてはならない。最近、地域主権とか地方自治とか盛んに言われているので、この垣根をどう取っ払うかということ、国がまず地方自治法の元々についてしっかりと議論をしてもらわないといけないと思う。

そこで、地方自治法は必ず必要なのか。また、どう柔軟に変わっていくのかということについてはどう思うか。

講師：これまでの議論の流れは、なるべく地方自治法に書きすぎていることを取っ払っていこうという流れできている。要は住民と議会又は住民と首長といったものは何らかの決まりが必要である。議会が、選ばれたのだから好きなようにしていいという訳ではなく、どういう風に住民が選んでいったのかとか、住民の声をどうやって聞いていくのかという、最低限の法律というのは必要である。それ以上の、どうやって議会を運営していくかといったことは書くべきではないと思っているので、もっと無くしていいものがあると思う。現行地方自治法でも無視していいものは無視すればいいと思うし、拡張解釈して自由にやっていいのではないかと考えている。

委員：ある程度住民サイドに立ってやっていかなくてはならないということは自覚しているし、そのとおりだと思う。我々の都合のいいように変えるというのではなく、最近二元代表とよく言われるが、行政と議会が対等になればなるほど、そこでしっかりと議論をすれば、今更国から何か言われるものではないと思っている。ここまで、主権在民が根付いてきているのだから、地方は地方でもっと柔軟的にやっていけるというものを作っただけとありがたい。

講師：そもそも通年議会を地方自治法に入れることになったのも、今までだってできたものを、常会とか臨時会と書いてあるとどうしてもそうしなくてはならないというふうになる。だから、そうしなくてもいいということを明示したほうがいいという改正である。そういう細かな所はどんどん直していけばいいし、実際議論している。地方制度調査会の答申はそういう方向できていると思うし、実現していると思う。まだここを変えて欲しいとかいうことがあれば、言ってもらえれば変わっていくのではないかと考える。

委員：民間や行政は毎日仕事をしている訳だから、議会だけ会期があるのはおかし

いという話はすごく分かる。自分も議員になるまでは、毎日仕事をしていたし、議員になってからも議会があるときがオンで無いときはオフというものではないと思っている。

議会や議員は行政のチェック機能という役割があるわけなので、会期に縛られる事なく、しっかりとやらなければならないということを言われていると感じた。その中で会期を通年や通任も含め、自由度を増すということは当然であるが、その先にある、いかに住民の参画を得られるかといった、先の事をもう少し議論していかなければならないと思う。そのあたりのことについてコメントをいただきたい。

講師：広い、難しい話である。今までの資料を見て、議員活動に「議会の活動」、「会派の活動」、「議員個人の活動」と3本の柱があった。全くそのとおりだと思う。国会は会派だけ。国会全体の活動というのはほとんどない。個人の議員はもちろん活動しているが、それは国会の中では出ない。国会は会派の争いだけ。これは、議院内閣制であっても他の国はそうではない。他の国は議員個人が議会の中でどう発言するかということと、会派単位でどう考えるかということが分かれていて両方やっている。議会全体としても、例えば内閣に対してどう向き合っていくかということになると、与党とか野党とか関係なく議論していくという場面も作られていて、そういう3種類の活動をどうやってミックスしていくかということが、非常に重大なことだと思う。そういう意味では、地方自治体は二代表制なのでそれがやりやすい。与党とか野党といったものが本来はないはずなので、委員会レベルでは、会派の拘束も最初からかかっている訳ではなく、最初は個人の意見で闘わせ、公聴会のレベルでも参考人を呼んでいい意見を聞いても変わらなければ意味がないので、この辺りまではあまり拘束せず個人議員の責任で喧々諤々議論すればいいと思う。しかし、そういったものがある程度集約して、会派としても選挙の時の公約もあるし、まとまって活動すべきだと思うので、それを踏まえたくて、今度は会派としてどう考えるかということを出して会派間の議論していくということになると思う。

一方で、この会期の話が典型例であるが、これは議会人としてどう考えるかということであり、党派の話ではない。だから議会人としてどう考えていくかという視点で考えてもらえればいいと思う。

また、住民に対する報告会もその3つのレベルでそれぞれある。議員個人が報告し議論を吸い上げることも大事だし、会派単位でもやるべきことはあると思うし、議会全体としてどういうふうに報告して、どうやって意見を求めていくかという対応も考えなくてはならないと思う。だから、その3つのレベルを常に意識してやっていくことが非常に重要だと思う。

委員：いろいろな自治体でも、今日のような話をしていると思うが、他議会の雰囲気

気的なものはどんな感じか。

講師：この話で呼ばれたことはない。他の所がどのような感じかということは承知していない。

委員：前回、先生の話の聞き、通年会期とすることが行政監視の通年化になると改めて感じたという意見を言った。私たち議員は住民の代表であるということを考えれば、行政監視の通年化ということは、通年議会とする大きなポイントであると思う。今日、住民の誤解を払拭できるということを聴き、住民の代表であるという立場から考えれば、この2点でもって通年議会とする意味は大きいと思う。私も前職は朝から晩まで働いていて、今も同じように働いているという気持ちはあるが、閉会中だと休みかと聞かれる。それがなんとなく居心地が悪く感じているので、通年議会として大きく困ることが出てこなければ、そうすればいいのではないかと単純に思ってしまう。

栃木県議会が通年議会するというものを見たが、何か知っていれば教えてもらいたい。

講師：関わっていないのでわからない。

委員：年3回だったのが、いきなり通年になるようで、びっくりした。

講師：会期は形式だから、年4回の所が活動パターンを変えないで、看板だけ通年議会とすることは可能。そういったやり方をする所も出てくるかもしれない。

傍聴議員：これからの議会は、4年間の議員の任期を視野に入れたうえで、単年度単年度の議会をどうしていくのかということを考えて行かなければならない。その時の大事な点は、今年2回で不都合を感じていないということではなく、議会の権能・権限がより活発に発揮するには、どういう会期制がいいのかとか、住民の声がより議会議論の中に反映させるにはどういう会期制がいいのかとか、議会としての役割、例えば監視強化というものをきちんと発揮していくためには、どういう会期制がいいのかといった観点からしっかり議論していかなければならないと思っている。

その意味では、区切っていく意味はほとんど感じられなくなっている。三重県議会も4年前までは年4回やっていた。4回から2回に変える時も、4回そのまま何も不自由はないという意見も確かにあったが、2回に変えれば2回のほうが議会としてはより活発に議論ができる。参考人招致が飛躍的に増えたり、公聴会を開いたり、代表質問や一般質問に加えて、議案に関する質疑という新しいパターンを入れることができた。委員会の開催日数も増えた。その意味で、県民の議会議論への参加、委員会討議の充実、この辺がこれからのポイントだと思っている。

休みが数日あってもいいが、事実上の通年という形にしていきたいと思っており、そういう方向でなければこれからの地方議会というのは自立していかな

いと思っている。地方制度調査会の議論を聞いていても、そういう方向の議論だと思う。特に専決処分だとか議長の招集権は、事実上なくなってくるのでいいことではないかと思っている。心配しているのは、首長の再議権の拡大という話も出ているので、こういうものは注意を払って見ていかなければならないと思っている。議会ががんばっていくと、首長側もがんばってくるのかと思っている。

講師：あまり皆さんが乗り気ではないのかもしれないが、通任期制にするのであれば、議会内の役職も全て通任期制にするべきだと思う。

傍聴議員：議会も相当覚悟してしなければならないというのは事実。制度を変えたら、それに見合った活動をしていくという議会側の覚悟が問われてくると思う。

講師：日本人は休まなさすぎるので、別に夏休みを1ヶ月とか取っても構わないと思う。

他の国の議会みんなそうである。その代わりに全く違う角度で住民と合宿するとかすればいいと思う。難しいと思うが……。

傍聴議員：地方自治法の改正はこの国会で成立する見込みか。

講師：これは成立するのではないか。でも国会があつた状態なので、とんでもないところでうまくいかなくなるかもしれない。

傍聴議員：郵政の後に回されると、いつまで経っても成立しないということもありえるのではないか。

講師：それはありえる。

委員：他に意見、質問はないか

プロジェクトが始まってから、いろいろな角度から検討をしてきた。今日は先生から明確にこれからの議論の視点等をいただいたと思う。今の地方制度調査会の議論も踏まえご指導いただいた。意見がなければ、地方議会の会期制度についての講演及び意見交換を終了する。

先生には、ここで退室いただく。

委員：次回は通年議会の課題についての、「第1 定例会の招集回数及び会期」及び「その他」の項目について検討を行いたい。余り時間をおかずに開催したいが、2月28日の広聴広報会議終了後はいかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：では、次回は2月28日の広聴広報会議終了後に開催する。

本日ご協議いただく事項は以上である。他に何かないか。

(「なし」の声あり)

委員：なければ以上で、第7回プロジェクト会議を終了する。